



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第51回

2020年4月1日施行働き方改革関連法に対応!

～弁護士による不合理な待遇差解消に向けた実務対応及びスケジュールの解説～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 山本 龍太郎 / 弁護士 山本 大輔

働く人全体の約4割を有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者などのいわゆる非正規雇用労働者が占めている現状の中、働き方改革関連法において、同じ会社内における非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇格差を解消するため、「同一労働同一賃金」の法改正がされています。働き方改革関連法はその大部分が2019年4月から施行されていますが、この「同一労働同一賃金」等の分野は1年後の2020年4月1日から施行されます(中小企業は2021年4月1日から適用されます)。

「同一労働同一賃金」に関する法改正は非正規雇用労働者が在籍する全ての会社に適用されますが、賃金及び待遇の制度は会社によって大きく異なるため、全ての会社に妥当する画一的な対応策はありません。また、検討が必要となる待遇の範囲は多岐に渡り、通常検討の結果としての待遇変更には様々な社内調整が必要となるため、2020年4月の施行に向けた実務対応には今すぐ着手し始める必要があります。

本セミナーは、「同一労働同一賃金」に関する改正内容をおさらいするとともに、想定されるタイムスケジュールも含めた実務対応のポイントを詳しく解説いたします。

日 時：2019年6月14日(金) 16:30～18:00
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/190614s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。

プログラム

16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。
また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 山本 龍太郎(やまもと りょうたろう)

2004年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2007年名古屋大学法科大学院修了。外資系法律事務所を経て、2015年より大江橋法律事務所勤務。外資系企業、ベンチャー企業を含む多数の企業に対する労務関連アドバイスの経験があり、2016年から慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師(ベンチャー関連法)及び東京外国語大学国際社会学部非常勤講師(ビジネス法)を務める。主な取扱い分野は、労務関連案件、国内・クロスボーダーM&A、スタートアップ支援。

弁護士 山本 大輔(やまもと だいすけ)

2012年東京大学法学部卒業、2014年早稲田大学大学院法務研究科修了。2017年～早稲田大学大学院法務研究科JDメンター、LGBTとアライのための法律家ネットワーク(LLAN)メンバー。主な取扱い分野は、紛争解決(会社訴訟・製造物責任訴訟・税務訴訟)、労務関連案件、ベンチャー企業支援など。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1330_201903_FD